
北九州市における事業系ごみの 減量リサイクルについて (対応策の検討②)

令和6年7月30日

環境局循環社会推進課

1

目次

- 1 本日の審議テーマ(リサイクルのさらなる促進)
 - 2 事業系ごみの排出状況
 - 3 対応策
 - 4 他都市の事例
 - 5 次回の審議テーマ
 - 6 今後のスケジュール(案)
-

2

1 本日の審議テーマ

①事業所に対する啓発・指導

●事業所訪問・立入検査

訪問事業者数は増加しているが、悪質な排出事業者に対する、より強い指導が必要

●事業系ごみに関する周知・情報提供

排出事業者向け講習会などに参加していない排出事業者への周知等が必要

②工場等での受入体制・指導のあり方

●違法搬入業者、無許可業者等指導強化

違反物を搬入する業者や、無許可疑いの業者等が多く見受けられ、対策が必要

●市外からの持ち込み

市外ごみの持ち込みが一定程度あると考えられ、常時搬入車両を確認できる体制が必要

③リサイクルのさらなる促進

●リサイクルの受け皿への誘導

市内にはリサイクルの受け皿が整備されているものの、排出事業所から排出されるごみには、分別すればリサイクルできるものが多く含まれており、リサイクルへ誘導する仕組みづくりが必要

④手数料のあり方

●ごみ処理手数料の見直し

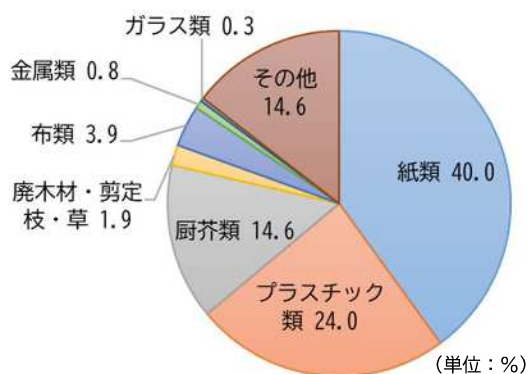
ごみ処理手数料が周辺都市に比べて割安なため、周辺都市からのごみ流入の一因となっており、対策が必要

新日明工場の建設等に伴い、ごみ処理経費が将来的に20,000円以上になることが見込まれ、排出事業者の受益者負担の検討が必要

3

2 事業系ごみの排出状況

【 事業系ごみの組成調査 】



R 2 年度事業系ごみ組成調査結果

【 焼却工場に持ち込まれた資源化物 】



段ボールや雑がみなどの紙類



業務用の調味料のペットボトルやプラスチック類



- 調査の結果、分別すればリサイクルできる紙類が最も多く含まれている
- 分別リサイクルの手間・経費負担を避けるために、工場に持ち込まれている

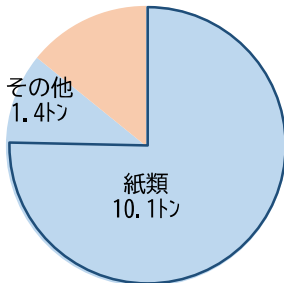
4

2 事業系ごみの排出状況

(1)業種別のごみ排出及び資源化状況（R4年度条例対象事業所からの報告による）

【事務所】 オフィスビルや公共施設など

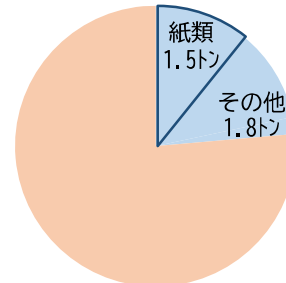
資源化率 ⑨



焼却ごみ：1.9トン
資源化物：11.5トン
合計量：13.4トン
(資源化率：85.8%)

<資源化物内訳>
紙類：10.1トン
かんびん：0.1トン
プラスチック：1.3トン

資源化率 ⑩



焼却ごみ：10.7トン
資源化物：3.3トン
合計量：14トン
(資源化率：23.6%)

<資源化物内訳>
紙類：1.5トン
かんびん：1.5トン
プラスチック：0.3トン

- ▶ 事業者の減量リサイクルへの意識や分別状況により、資源化率に約60ポイントの開きが見られた
- ▶ 特に紙類(コピー用紙、段ボール、機密文書)の分別に違いが見られた

※事業所における焼却ごみの約55%がリサイクル可能な紙類（H28事業者別事業系ごみ組成調査）

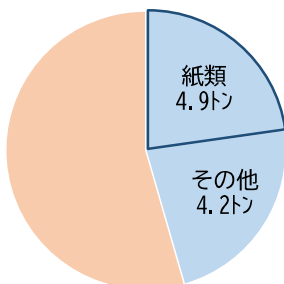
5

2 事業系ごみの排出状況

(1)業種別のごみ排出及び資源化状況（R4年度条例対象事業所からの報告による）

【宿泊施設】 旅館やホテルなど

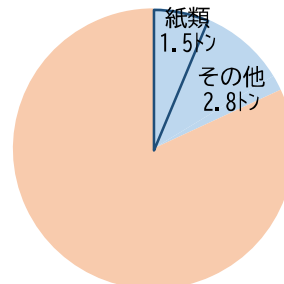
資源化率 ⑪



焼却ごみ：11.7トン
資源化物：9.1トン
合計量：20.8トン
(資源化率：43.8%)

<資源化物内訳>
紙類：4.9トン
かんびん：4.2トン
プラスチック：なし

資源化率 ⑫



焼却ごみ：19.7トン
資源化物：4.3トン
合計量：24トン
(資源化率：17.9%)

<資源化物内訳>
紙類：1.5トン
かんびん：2.4トン
プラスチック：0.4トン

- ▶ 紙類、かんびん等の分別により資源化率に約25ポイントの開きがあった
- ▶ 資源化率の高い事業者は、使い捨てアメニティを削減する取組を実施

※ホテル業界における焼却ごみの約20%がリサイクル可能な紙類（H28事業者別事業系ごみ組成調査）

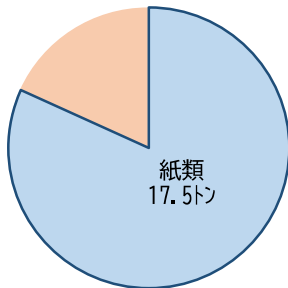
6

2 事業系ごみの排出状況

(1)業種別のごみ排出及び資源化状況（R4年度条例対象事業所からの報告による）

【小売店】スーパー、ドラッグストアなど

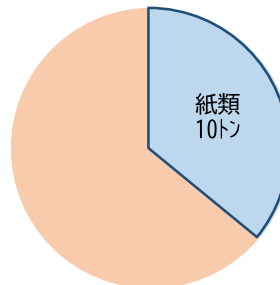
資源化率 ⑨



焼却ごみ： 3.9トン
資源化物： 17.5トン
合 計 量： 21.4トン
(資源化率： 81.8%)

<資源化物内訳>
紙 類： 17.5トン

資源化率 ⑩



焼却ごみ： 17.8トン
資源化物： 10トン
合 計 量： 27.8トン
(資源化率： 36%)

<資源化物内訳>
紙 類： 10トン

- ▶ 紙類の資源化率に約45ポイントの開きが見られた
- ▶ 資源化率の高い事業者は、梱包の簡易化、電子商取引によるペーパーレス化、折りたたみコンテナ利用による段ボール削減などの取り組みを実施

※小売店業界における焼却ごみの約8%がリサイクル可能な紙類（H28事業者別事業系ごみ組成調査）

7

2 事業系ごみの排出状況

(2)市内のリサイクル業者

古紙リサイクル業者

- ① リサイクル業者数
20社（紙類を持ち込める業者数）
- ② 受入品目
新聞紙、チラシ、雑誌、カタログ、段ボール、雑がみ、機密古紙
※機密古紙の受入には処理費用が必要
- ③ リサイクル方法
古紙リサイクル業者で不適物を取り除き、種類別に分け梱包した後、製紙工場等で溶解などの工程を経て、トイレットペーパーや段ボールなどの紙製品に再生
- ④ 処理単価
・ 無料引き取り、有価買い取り（30～70円/10kg）の場合がある
・ 機密古紙の処理は250円～/10kgが必要

※収集委託の場合は、別途収集運搬料金が必要

8

2 事業系ごみの排出状況

(2)市内のリサイクル業者

生ごみリサイクル業者

	堆肥化	飼料化
①リサイクル業者数	1社	1社
②受入品目	主に野菜くずなど ※堆肥化・飼料化いずれも、容器・包装紙・割り箸・プラスチック等の排除が必要	食品全般
③リサイクル方法	排出事業者で不適物を取り除き、貸与された生ごみ処理機で発酵分解。減量したものをリサイクル業者が回収して堆肥化	排出事業者が排出した食品等をリサイクル業者が選別し、高温の油で乾燥（油温減圧法）させて飼料化
④処理単価	処理機貸与 10万円～120万円／月 ※処理能力(100kg～3,000kg)	300～500円／10kg

※収集委託の場合は、いずれも別途収集運搬料金が必要

9

2 事業系ごみの排出状況

(2)市内のリサイクル業者

木材リサイクル業者

① リサイクル業者数（一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者）
5社

② 受入品目
・ 廃木材（建築廃材、木製家具、木製端材等）
・ 樹木（剪定枝、幹、根株等）

③ リサイクル方法
・ 廃木材：破砕後チップ化され、パーティクルボードなどの建築材に再生
・ 樹木：剪定後チップ化し、建築材やバイオマス発電として活用

④ 処理単価
100～150円／10kg



パーティクルボード

※収集委託の場合は、別途収集運搬料金が必要

10

2 事業系ごみの排出状況

(2)市内のリサイクル業者

廃プラスチックリサイクル業者

- ① リサイクル業者数（産業廃棄物処理業者）
22社
- ② 受入品目
発泡スチロール、ビニール類、PPバンドなどのプラスチック製品
- ③ リサイクル方法
 - ・ 化学分解し油やガスを製造する（ケミカルリサイクル）ほか、熱エネルギーとして利用（サーマルリサイクル）
 - ・ 収集した廃プラスチックを素材ごとに選別し、破碎して再びプラスチック製品の原料として利用（マテリアルリサイクル）
- ④ 処理単価
300～1,000円/10kg



※収集委託の場合は、別途収集運搬料金が必要

11

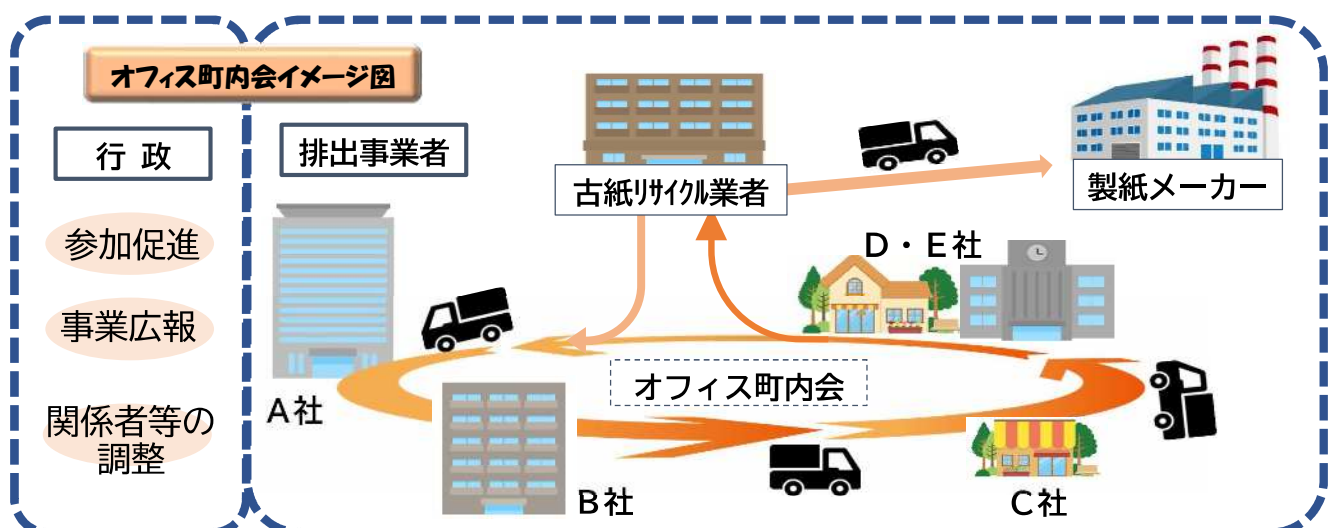
3 対応策①（紙類の分別リサイクル）

(1) オフィス町内会の普及拡大

「オフィス町内会」

古紙の排出量が少ない近接する事業所同士が協力しあい、一定地区を単位として、古紙リサイクル業者と連携し、一定の周期で回収してもらうシステム [R4実績:13団体、263トン回収]

- ▶ 古紙リサイクル業者と連携し、行政がテナントビルやオフィスビル、商店街などに働きかけて、拡大を図る

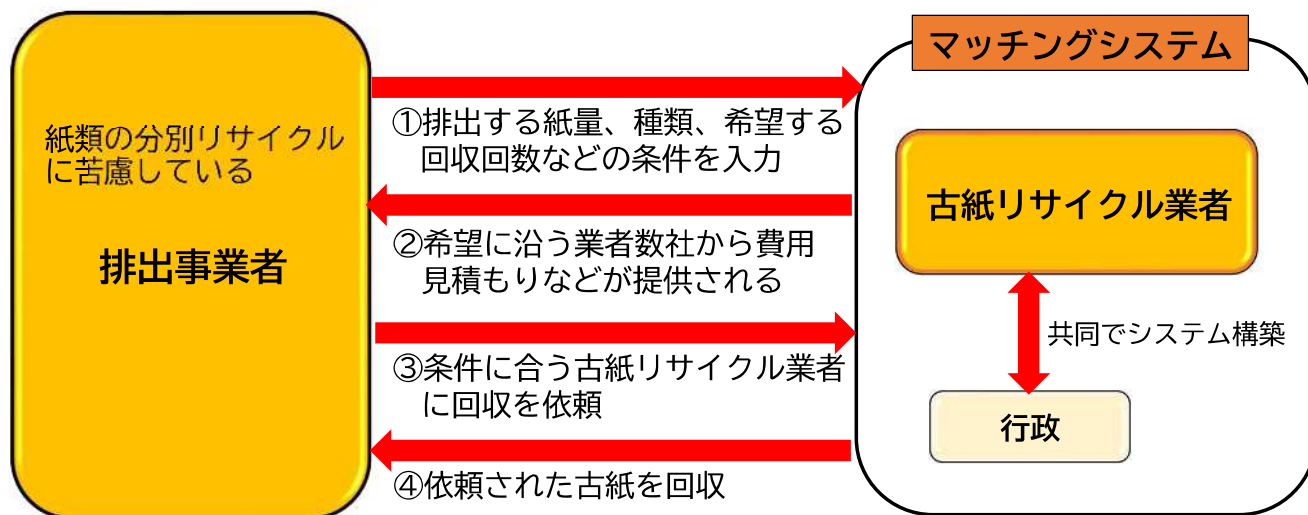


12

3 対応策①（紙類の分別リサイクル）

（２）古紙リサイクル業者と連携したシステム構築

- ▶ 少量の古紙や機密書類などの処理方法やリサイクル業者が分からず焼却処分されている
- ▶ 事業者が手軽に条件に合ったリサイクル業者を探し、選ぶことができるマッチングシステムを構築
- ▶ 紙類を分別することで、排出事業者は処理コストの削減が可能



13

3 対応策①（紙類の分別リサイクル）

（３）その他の紙類分別の促進策

○ 業種別の事業者訪問・伴走支援

業種別の事業者訪問を強化し、ごみ排出状況の聞き取り調査などを通じて、その事業者に適した分別方法やコスト削減の効果について説明し、継続的な指導と支援を実施

○ 古紙保管庫および雑がみ分別ボックスの設置・配布

排出事業者アンケートで、職場に保管場所がないとの声が多くあったことから、古紙保管庫の無償貸与や雑がみ分別ボックスの無料配布の制度に関する周知を強化



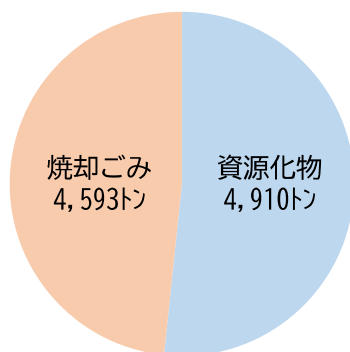
14

3 対応策（紙類の分別リサイクル）

【古紙リサイクルによる効果（目安）】

（例）条例対象事業所のうち
事務所から出た事業系ごみ

総量：9,503トン（R4年度）

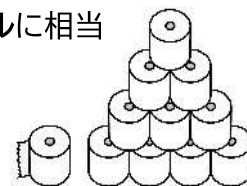


焼却ごみとして出されている
リサイクル可能な紙類を分別すると・・・

新たに**約2,500トン**の
紙類の資源化が可能

再生トイレットペーパー（エコっパー）

約750万ロールに相当



※H28事業者別事業系ごみ組成調査結果に基づき算定

※再生トイレットペーパー750万ロールは、約30万人分の
1年間の使用量に相当（エコっパー130m/10-ルを月に
20-ル使用した場合）

紙類を分別すればごみを減量できる

焼却からリサイクルへ誘導

15

3 対応策（脱炭素型資源循環の推進）

（4）産業廃棄物の再生利用や減量につながる補助金事業

（北九州市サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業費補助金）

産業廃棄物の再生利用や減量に寄与する効果が大きいと認められるリサイクル設備の導入
やその前段階としての技術的検討及び市場・経済性等の調査研究（F S調査）に要する経費
の一部を補助

○ 補助の対象となる事業例

- ・ 産業廃棄物の再生利用率向上のための設備導入
- ・ 自社廃棄物の排出削減のための設備導入
- ・ 新しい設備を導入するための市場調査費用
- ・ 新しいリサイクル手法の研究費用



○ 補助率・補助金額・補助対象者

補助対象経費の区分	補助対象経費	補助率	補助金上限	補助対象
設備導入事業	構築物費、機械装置費、工具器具費など	1/2 以内	1,000 万円を上限	・ 排出事業者 ・ 産業廃棄物処理業者
F S調査事業	謝金、旅費、原材料費、外注加工費など	2/3 以内	200 万円を上限	・ 排出事業者 ・ 産業廃棄物処理業者 ・ 大学等

16

3 対応策②(食品ロス削減)

(1) 民間企業・フードバンク・行政が連携した食品ロス削減システムの構築

店頭に出せない食品を廃棄せずに法人税法上の優遇制度(※)を活用して、食品製造事業者、食品小売業者、配送業者、フードバンク活動団体と行政が連携して、食品を無駄にしないシステムを構築

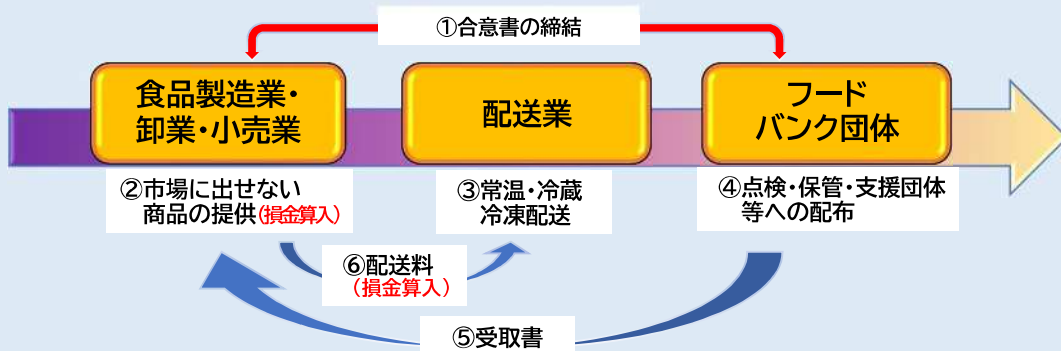
※法人税法上の優遇制度

企業が、食品ロス削減を目的にフードバンク活動の実施団体に食品を寄贈した場合は、食品の時価や引取費用(配送費等)を損金処理(寄付控除)できる。(法人税法第22条第3項、第37条)

損金算入ができる食品提供のスキーム

北九州市の役割

- ・対象企業と寄贈団体の調整
- ・損金制度の状況把握と対象企業への啓発
- ・取組内容の広報



17

3 対応策(生ごみの分別リサイクル)

(2) 地域食品循環システムを構築

地域の外食産業や市の中央卸売市場などで発生した食品残渣由来の有機肥料を使って栽培した野菜等が地元で販売・消費する食品循環システムを企業等と連携して構築。

北九州市は、資源循環に取り組む企業や大学との協業を促すなど、食品環境システムの実現につながる取り組みを支援。

① 実施企業

株式会社ウエルクリエイト
※資本金:45,000千円
※契約団体:市内30カ所
※受入量:6t/日

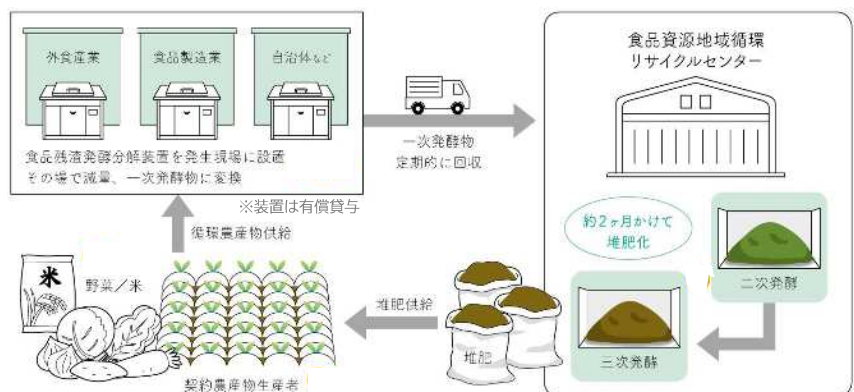
② 主な事業

食品残渣等を活用した堆肥の製造及び食品処理機製造・リース事業

③ 所在地

若松区向洋町10-1

【食品残渣の流れ】



主な役割 行政:資源循環に取り組む企業や大学とのマッチング、協業促進
企業:システム内で各事業者が連携しながら資源循環を実施
大学:有機肥料の効果や栽培した野菜の成分分析など

18

4 他都市の事例

(1) リサイクルへの誘導

仙台市	さいたま市	横浜市
- 古紙リサイクル業者と連携した事業系紙類回収ステーションの設置(19か所) - 事業系生ごみ処理機設置を補助(補助率2/3・上限200万円)	- 事業系の機密古紙の受付施設運営(委託) →排出事業者から搬入された機密古紙を保管後、製紙工場に搬入。開封せず段ボールのまま溶解処理。	- 焼却工場における「搬入物検査」の実施(全体の約8割) - 県内の食品リサイクル施設に関する周知広報
静岡市	名古屋市	
協力店ステッカー  - 協力店制度の運営 - 食品ロス(240店舗) - プラスチック(246店舗) (出典：静岡市HP)	イラストと使用例  - 職場の分別ボックス用イラストの提供 - 民間の生ごみ資源化施設を紹介 (出典：名古屋市HP)	

19

5 次回の審議テーマ

①事業所に対する啓発・指導 ●事業所訪問・立入検査 訪問事業者数は増加しているが、悪質な排出事業者に対する、より強い指導が必要 ●事業系ごみに関する周知・情報提供 排出事業者向け講習会などに参加していない排出事業者への周知等が必要	②工場等での受入体制・指導のあり方 ●違法搬入業者、無許可業者等指導強化 違反物を搬入する業者や、無許可疑いの業者等が多く見受けられ、対策が必要 ●市外からの持ち込み 市外ごみの持ち込みが一定程度あると考えられ、常時搬入車両を確認できる体制が必要
③リサイクルのさらなる促進 ●リサイクルの受け皿への誘導 市内にはリサイクルの受け皿が整備されているものの、排出事業所から排出されるごみには、分別すればリサイクルできるものが多く含まれており、リサイクルへ誘導する仕組みづくりが必要	④手数料のあり方 ●ごみ処理手数料の見直し ごみ処理手数料が周辺都市に比べて割安なため、周辺都市からのごみ流入の一因となっており、対策が必要 - 新日明工場の建設等に伴い、ごみ処理経費が将来的に20,000円以上になることが見込まれ、排出事業者の受益者負担の検討が必要

20

6 今後のスケジュール(案)

